

令和3年第7回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

令和3年12月15日(水)

午前10時30分開議

1 議事日程

- 第 1 議案第77号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第78号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第79号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第80号 永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 5 議案第81号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第82号 永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第84号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第85号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第86号 指定管理者の指定について
- 第10 発委第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書の提出について
- 第11 発委第 4号 永平寺町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1 番 松 川 正 樹 君
- 2 番 上 田 誠 君
- 3 番 中 村 勘太郎 君
- 4 番 金 元 直 栄 君
- 5 番 滝 波 登喜男 君
- 6 番 齋 藤 則 男 君
- 7 番 江 守 勲 君
- 8 番 伊 藤 博 夫 君
- 9 番 長 岡 千惠子 君
- 1 0 番 川 崎 直 文 君
- 1 1 番 酒 井 和 美 君
- 1 2 番 酒 井 秀 和 君
- 1 3 番 朝 井 征一郎 君
- 1 4 番 奥 野 正 司 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 河 合 永 充 君 |
| 副 町 | 長 | 山 口 真 君 |
| 教 育 | 長 | 室 秀 典 君 |
| 消 防 | 長 | 坪 田 満 君 |
| 総 務 課 | 長 | 平 林 竜 一 君 |
| 防 災 安 全 課 | 長 | 吉 田 仁 君 |
| 財 政 課 | 長 | 森 近 秀 之 君 |
| 総 合 政 策 課 | 長 | 原 武 史 君 |
| 会 計 課 | 長 | 酒 井 宏 明 君 |
| 税 務 課 | 長 | 石 田 常 久 君 |
| 住 民 生 活 課 | 長 | 吉 川 貞 夫 君 |
| 福 祉 保 健 課 | 長 | 木 村 勇 樹 君 |
| 子 育 て 支 援 課 | 長 | 島 田 通 正 君 |
| 農 林 課 | 長 | 黒 川 浩 徳 君 |

商工観光課長	江守直美君
建設課長	家根孝二君
上下水道課長	朝日清智君
上志比支所長	歸山英孝君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のため出席した事務局職員

議会議務局長	坂下和夫君
書記	山田幸稔君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時30分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集をいただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

また、傍聴者を含め議場に入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに関係課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第77号 令和3年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第78号 令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第79号 令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、議案第79号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。

なお、本定例会で上程されました議案第77号及び議案第87号の令和3年度一般会計補正予算については、議事の都合により、去る12月9日に議案第87号が可決されております。これにより生じた語句の整理につきましては、議長の議事整理権により整理後の資料をお手元に配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、1件ずつ採決します。

議案第77号、令和3年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提

案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第77号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、令和3年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第78号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和3年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第79号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第80号 永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第4、議案第80号、永平寺町行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 4番、金元君。

○4番(金元直栄君) いわゆる国の押印見直しによる押印廃止の条例の提案ですけど、私は、この余計な押印は要らないというのは基本的にあるんですが……。

(「 ない」と呼ぶ者あり)

○4番(金元直栄君) あ、ほうか。

○議長(奥野正司君) 失礼。ごめんなさい。賛成者、発言。

○4番(金元直栄君) はいはい、ごめんなさい。

○議長(奥野正司君) 自由討議の賛成 。

4番、金元議員、お願いします。

○4番(金元直栄君) ちょっと述べ始めましたけれども、この押印廃止、基本的には私はそういうこともあり得るのかなと思うんですが、国の方針とはいえ、まだ地方で十分に論議されているとは一つは思っています。一つは。

さらに、もう一つは自署。署名の提出を一つの条件に基本的には置くということでもないようなんですね。ただ、電子化の中でその押印だけ要らないということになると、これから先、ちょっと不安な点がいろいろ出てくる。そういう不安に対しても十分論議されていないと思いますので、これ私は、ちょっと採決に加わるのもちょっと怖いと思う面あります。

そのことだけ、ちょっとやっぱり皆さんで論議できる条件あればと思って、そ

ういう自由討議の提案をいたしました。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私も質疑のところでも論議させていただいた経緯があると思うんですが、いろんなところで、例えば保険のところの、押印もなくなっていますし、いろんな場所でなくなっています。しかし、全部、自筆を結構求められています。

今回はこの場所だけで条項がずっとあって、例えば一つの上のところをそれを確認して、ここは宣誓書だけなのでということでその文章だよというふうにおっしゃっていました。そこでは納得するんですが、やはり行政としても、個人情報とかいろんな関係があって、いろんなその場で確認をするのでオーケーですよという言い方をされていました。銀行なんかいろんなところでも、ちょっとした感じだと、その免許証見て確認してオーケーですよというものもありますが、結構大きな金額になると、そういう場合はたまに、コピーさせてくださいというふうなことが言われています。

だから行政としても、今後その確認の仕方が、窓口がその免許証を見て本人確認だよということでしたよということになったときに、後々いろんな状態出てきたときに、「誰が確認したの？」「で、どうなったの？」というふうなところの証明というのか、それがやっぱりできない可能性もあるので、私はそこら辺りは今後いろんなところで規定されたいなというふうに思っています。そういう意味から、私もちょっとそこら辺りは懸念、疑問を感じるところです。

皆さんはどうなんかなと思って、今、自由討議に参加させていただきました。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

なければ、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論あります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） すみません。討論に加わらんとこうと思ったんですが。

やっぱり文書上明確になっているのが、この議案中、例えば「署名押印しなけ

れば」というのを「記載しなければ」になっているんですね。署名を求めてないんですね。それにその下なんかにも「署名」を「提出」に改める、「署名」を削ってしまって「提出」に改めると。で、別記中の「㊟」を削るということになっているんですが、さらに、「署名」を単に「提出」ということになってくると、いわゆる電子化の中で署名すら求められない時代が来るんじゃないか。そうなってくると、十分な論議もなしにそこへ進むのは非常に危険だと思っています。

お隣の韓国ではいわゆる国民総背番号制、うちらでいうと番号が付与されている。それを悪用して、自分の知らない間に自分の財産が他人に移っていたという事件が多発しているということがよく言われています。日本でも、今の制度の中でもそういうことがあり得る条件がある中で、さらにそれを簡略化していくことというのがそんなに急いで必要なことなのかということも考えると、もっと十分な国民の中での論議が必要だと私は思っています。

そういう立場から反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

この永平寺町固定資産評価委員会ということなんですけれども、こちらの規定の第4条には、次に掲げる事項を記載した資料提出要求書を当該資料を所持する者に送付するものとするとして書いてあるんですが、その中に資料の表示というものがあまして、内容は細かく示されていないんですが、行政からの報告で、こちらにしっかり署名をしていただくということが記載されているというふうな答弁をいただいているところでございます。

今回話題になっている件につきましては誓約書の部分になりますので、この点に関しましては印鑑が省かれるという点に関しては、私は問題はないというふうに思っております。

もう1件につきましても同様に思っておりますので、この件につきましては賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 質疑とか自由討議の中でも言いましたが、今回の内容の誓約書のところは印鑑という、そういう文言でしたけれども、やはり自筆で自署をするというのは、いろんなところの契約書も含めて求められていると思います。

そういう観点から、ある面では分かる部分もあるんですが、これをないがしろにせずに行ってしまう経緯があるかと思しますので、私は、そういう意味での押印はなくしてはいいけれども自筆は残すべきという立場から、今回はこの件については反対の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

今回の条例改正におきましては、総務省の法改正が行われたものによりまして条例を合わせて改正するものでございます。また、先ほど来「署名」とか「記載」とかいう文言ございましたが、こういったことも、やはり今後、窓口業務の簡素化というものも考えていかなければならないという趣旨も入ってございます。

そういったことで本人確認とかもされるということも伺っておりますので、私はこの条例改正につきましては賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第80号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第81号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第5、議案第81号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 4番、金元君。

○4番(金元直栄君) この個人情報の保護条例の改定ですが、本人の同意があれば個人の情報、いろいろ利用されていいというような話です。ただ、個人情報保護の問題で言うと、既に我々のビッグデータが企業によって、企業の利益のために利用されています。その上、個人の同意があればということですがけれども、もうけのためには手段を選ばない、そういう企業戦略の中で、個人の同意を口実にしているものの、個人情報そのものが独り歩きするということは私は認められません。

さらに、今、デジタル庁がつくられ、国ではデジタル化が進められていますけれども、国が進める国内一律化というんですかね、そういう戦略の中、一層個人情報の管理そのものが危うくなっている。だからそういう状況の中では、単に今は個人の同意をとるんですが、それがなくても現実的に情報そのものは一緒に扱われる可能性がありますから、こういうなし崩し的な個人情報保護を危うくする改定については認められないという立場です。

○議長(奥野正司君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番(酒井秀和君) 永平寺町個人情報保護条例の件につきましては、何度も理事者から説明をいただいておりますが、本人が認めたときという理由をしっかりと述べられております。

よって、賛成の立場を取らせていただきます。

○議長(奥野正司君) 原案に反対者の発言ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第81号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(奥野正司君) 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第82号 永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第6、議案第82号、永平寺町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第82号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第84号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第7、議案第84号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第84号について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第85号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第8、議案第85号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第85号について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第85号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第86号 指定管理者の指定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第9、議案第86号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

議案第86号について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 発委第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第10、発委第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての件を議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、総務産業建設常任委員長より、意見書の提出について議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

12番、酒井君。

○総務産業建設常任委員会委員長(酒井秀和君) それでは、発委第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての提案理由の説明を行います。

発委第3号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書の提出について

新型コロナウイルス感染症の拡大は、変異株の猛威も加わり、甚大な経済的・社会的影響を及ぼしております。このことが町民生活にも直結し、今後の感染状況に対する不安が依然として続いています。

本町においては、コロナ禍における町民、事業者への支援や各種コロナ対策を今後も引き続き講じる必要がありますが、コロナ禍においては、本町の実情に応じた行政サービスを安定的かつ継続的に提供していくために、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を国に求めていくことが不可欠であります。

したがって、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、地方自治法第99条の規定により、5つの項目について意見書を提出するものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 5つの要望ということですが、一般財源の総額については変わらずというのは当然だと思うんですけど、いわゆる固定資産税というのは、やっぱり非常に、このコロナ禍、災害の中での負担ということが重いということで、国もそういう措置を講じたと思うんですね。

「今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。」とか、3番目の課税標準額を令和2年と同額とする負担調整についても令和3年度限りにするとかということで、こういうことを言うと、いわゆる町民の生活にしわ寄せが来るとかいうことはないだろうか。

それに、4番目の自動車税、軽自動車税の環境性能割、これ「臨時的軽減」と続いていますけれども、これもずっと何年かごとに延長されてきたんではないかと思うんですね。「更なる延長は断じて行わない」って、何か意味があるんでしょうかね。

また、5番目の「炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、」というのは、それを、税創設を町村議長会も認めるということなんでしょう。もしそれで集めることあったら、消費税ばかりか国保の分野でも地方に金をある意味よこせということを先に言うてしまうんでしょうか。その辺がちょっと分からない。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○総務産業建設常任委員会委員長（酒井秀和君） まず固定資産税についてですが、固定資産税といいますと、町の財源の中においても非常に割合が高いです。令和2年度決算成果表で見ましても、固定資産税は約8.9億円、町税における構成比は43.4%と非常に高いものとなっています。こういった点で、やはりその税を確保するという事は今後必要になってくると考えております。

また、自動車税、軽自動車税の「断じて行わないこと。」ということはどういうことかというお話だったんですが、これにつきましては、今後これが定説化してしまうことを懸念しております。こちらの自動車税、軽自動車税につきましても構成比が高いものになりますので、町の財政確保には必要なものであると思いますので、今特例措置を行っておりますけれども、継続しないようにというふうな意味合いで書かれているものと把握をしております。

最後に、炭素税につきましては、創設または拡充をする場合にはこのようにし

てほしいというふうに述べておりますので、全くそれを認めたものではございませんので、その辺りはご理解をお願いします。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） もうちょこっとだけ。

固定資産税ですけど、事業者については、このコロナ禍での問題で減免も認められたと思うんです。それは国の補填があって実施されたと思うんですね。だから今の、いわゆる地方がとやかく言う必要はないんじゃないかなというのが一つと。

あと、4番の環境性能割の車のやつですね。ということは、軽自動車なんか、その12年以上乗ったやつは税金が1.5倍になるというんですが、とか倍になるとかいうことも含めて、それも一緒に直せということなんですかね。それなら僕いいなと思うんですが。

○議長（奥野正司君） 12番、酒井君。

○総務産業建設常任委員会委員長（酒井秀和君） 固定資産税につきましては、期限到来をもって確実に終了してほしいということを申し上げておりますので、この点を理解いただければと思います。

また、環境性能割につきましては、こちらの意見書に書かれているとおりでございますので、こちらも了解をいただきたいと思います。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり、意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第11 発委第4号 永平寺町議会基本条例の一部を改正する条例の制定
について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第11、発委第4号、永平寺町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会・行財政改革特別委員長より議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

7番、江守君。

○議会・行財政改革特別委員会委員長（江守 勲君） それでは、発委第4号、永平寺町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

ただいま上程いただきました発委第4号、永平寺町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

大規模な自然災害等により議会報告会の開催が困難な状況の場合に対応できるようにするため、条例の一部を改正しようとするものです。

このため、永平寺町議会基本条例の第4条第5項中、「年1回以上」の次に「ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。」を加え、大規模な自然災害や昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大などにより議会報告会が開催できない状況、または開催することで住民福祉に支障が生じる場合においては、開催を中止する規定を設けるものでございます。

なお、この条例の施行は公布の日からとするものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） 自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第12、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

暫時休憩します。

(午前11時02分 休憩)

(午前11時03分 再開)

○議長(奥野正司君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る11月29日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、心から深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、理事者の皆様におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点

について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願いを申し上げます。

今後とも、議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。閉会のご挨拶に代えさせていただきます。

これをもちまして、令和3年第7回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、11月29日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました令和3年度補正予算をはじめ、条例の制定等の重要案件を慎重にご審議いただき、ご決議を賜り、誠にありがとうございました。

また、一般質問におきましては、町政の各分野におきまして多数のご質問とご意見をいただきました。いずれも厳正に受け止め、現状と課題を認識し、町政発展のため努力してまいります。

さて、国内の新型コロナウイルス感染症につきましては、新規感染者数が減少し小康状態ではありますが、新たにオミクロン株が発生し、既に日本でも感染者が確認されております。この変異株についてはまだ情報が未確定なところもあり、第6波が大変懸念されるところでございます。

このような状況の中、3回目のワクチン接種は、今月より医療従事者への接種を開始し、希望される町民の方々への接種についても準備を進め、万全の体制で臨みたいと考えております。また、子どもたちへの感染予防対策としましても、コロナ変異株やインフルエンザウイルス抑制を踏まえ、町内の幼稚園や児童クラブ、小中学校内に合計138台の空気清浄機の設置を12月10日に完了いたしました。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、子育て世帯の生活を応援するため、児童手当支給者の方々への先行分5万円の現金給付については12月中に支給し、2回目も1月中に現金支給を考えております。また、高校生等の申請対象者の方については10万円の一括支給を行うことを念頭に、申請手続など迅速な対応に努めてまいります。

町民の皆様には、引き続き、マスク着用など基本的な対策をお願いいたします。

次に、今回、永平寺町で行われている地域公共交通の取組が評価され、12月13日、永平寺町地域公共交通会議が国土交通大臣から受賞を受けました。自動

運転「ZEN drive」の先進的な取組と近助タクシーによる共助の仕組みづくり、地域交通課題を話し合う場として永平寺町Ma a S会議の開催などが評価されたものです。これからも地域公共交通を、より安全に、便利になるよう、関係者の皆様と連携して取り組んでまいります。

結びに、今年も残すところあと2週間ほどとなり、日に日に寒さも増してまいりました。議員の皆様におかれましてはどうぞご自愛の上、心穏やかに新春を迎えられますようお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

今年一年ありがとうございました。

○議長（奥野正司君） 本日はどうもご苦勞さまでした。

（午前11時07分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員